

今後の取組

再生可能エネルギーの利用

- 再生可能エネルギーへの助成
住宅用の太陽光発電設備に対する補助の拡充や、中小企業者などへの再生可能エネルギー利用施設の導入補助を実施します。
- 臨海部への大規模太陽光発電所の建設の推進
浮島及び扇島における大規模太陽光発電所の建設計画を進めていきます。あわせて、太陽光発電所に係る普及啓発施設を設置していきます。

事業活動の地球温暖化対策

- 省エネルギー診断の実施
エネルギーの効率的な利用を促すため、省エネルギー診断を実施します。
- 省エネルギー機器導入などへの補助、低利融資
省エネルギー診断などの結果を活用しながら、高効率機器などの導入を促すための補助や低利融資に取り組みます。

交通に係る地球温暖化対策

- 電気自動車の導入助成
電気自動車の普及拡大に向けた助成制度を行います。
- エコ運搬制度による荷主の配慮の促進
大規模な荷主などを対象としたエコ運搬制度の運用により、運搬業者の配慮を促していきます。

循環型社会の形成

- その他プラスチック等の分別収集の全市実施
その他プラスチックの分別収集を実施し、焼却時に発生する二酸化炭素の排出量を削減します。

環境技術による国際貢献

- 国連環境計画（UNEP）との連携、国際環境術展の開催
川崎の優れた環境技術や環境保全の経験を活かした国際貢献を推進するため、「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」、「国際エコタウンプロジェクト」など、UNEPと連携した取組を行うとともに、国際環境技術展を開催します。
- 環境総合研究所の設置
公害研究所など、既存3機関を統合し、国立環境研究所などと産学公民連携の研究を進め、その成果を国内外に発信する環境総合研究所を設置します。

協働による取組

- 地域地球温暖化防止活動推進センターの指定・地球温暖化防止活動推進員の委嘱
地域における地球温暖化防止に向けた普及啓発、情報提供を支援するため、地域センターを指定するとともに、推進員を委嘱していきます。

低炭素市役所に向けた取組

- 再生可能エネルギーの利用の推進
- エネルギー使用量の削減の推進
- グリーン電力購入の推進
- 電気自動車、ハイブリッド車の導入
- 屋上緑化、壁面緑化の推進



KAWASAKI CITY

川崎市

発行：川崎市
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
お問い合わせ先：環境局地球環境推進室
TEL 044-200-2405
e-mail:30tisui@city.kawasaki.jp



環境にやさしい大豆インクを使用しています。
古紙配合率100%の再生紙を使用しています。

経済と環境の調和と好循環による
持続可能な低炭素社会を目指して

川崎市地球温暖化対策推進条例 を平成22年4月1日に施行

平均気温の上昇、北極の氷及び山岳氷河など広範にわたる減少から世界平均海面の上昇等が観測され、今や地球が温暖化していることは明らかとされています。

こうした中で川崎市でも地球温暖化対策を推進していくための「川崎市地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

地球温暖化対策を推進していく上では、市民、事業者の方々の一人ひとりの取組が必要となります。

できることから取り組みましょう。

地球温暖化対策は
一人ひとりの取組から！



CCかわさき



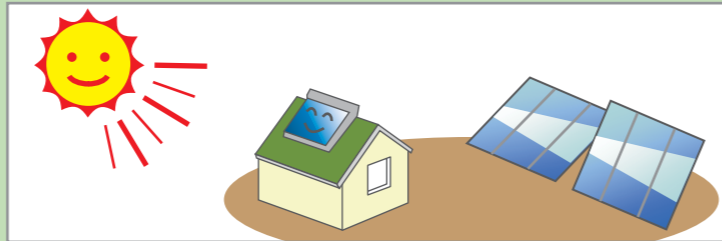
川崎市地球温暖化対策推進条例
平成22年4月1日施行

川崎市地球温暖化対策推進条例の概要

市民や事業者の取組：条例では市民や事業者の方々の取組として次のような取組を定めています。

1 再生可能エネルギーの優先的な利用等

太陽光や太陽熱など、温室効果ガスを排出しないエネルギーを優先的に利用しましょう。
市では、太陽光発電設備に対する助成を行っています。



2 温室効果ガスの排出量の少ない製品の利用等

省エネルギー機器の利用などを心がけましょう。

例えば

冷房の温度を28℃、暖房の温度を20℃に設定する

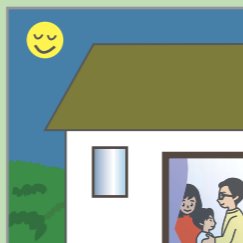
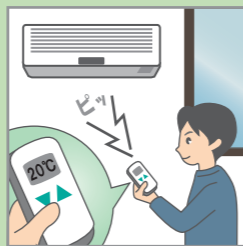
カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。

電力の使用量を削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。

家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす

家族が別々の部屋で過ごす、冷暖房も照明も余計に必要になります。



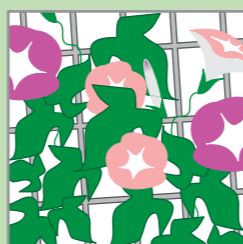
3 廃棄物の発生抑制等

発生抑制、再使用、再生利用など、廃棄物の3Rを推進しましょう。

例えば

買い物袋を持ち歩き、省包装の品物を選ぶ

買い物袋を持ち歩けば、レジ袋を減らせます。トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。



4 交通に係る地球温暖化対策

公共交通機関の利用や低燃費車の使用、エコドライブの推進などに努めましょう。

例えば

アイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

5 緑の保全及び緑化の推進

緑の保全や緑化の推進に努めましょう。

例えば

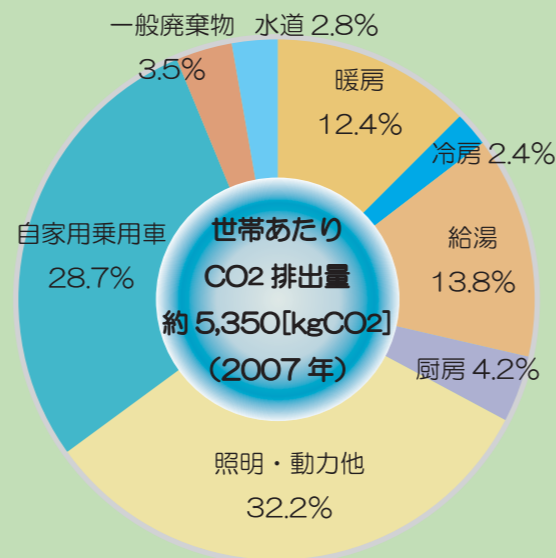
緑のカーテンをつくる

つる植物を使った緑のカーテンによって、冷房の使用を控える、環境にやさしいライフスタイルを取り入れましょう。ヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。

身近な緑の保全と育成を行う

庭木の緑を大切に、生垣などの緑化を行うことは、うるおいのある生活空間とヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。

家庭からの二酸化炭素排出量



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の1990～2007年度の温室効果ガス排出量データ」(2009.4.30発表)

事業者の方々の取組：条例では次のような取組を定めています。

1 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度

■温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者に対して、温室効果ガスの排出の量、削減目標及び具体的な取組内容などを記載した事業活動地球温暖化対策計画書・事業活動地球温暖化対策結果報告書を作成し、市長に提出することが義務付けられます。

■対象となる事業者

- ・市内に設置している全ての事業所における原油換算のエネルギー使用量の前年度における合計が1,500kl以上の事業者（フランチャイズチェーンは、市内における本部及び加盟店を合算する）
 - ・市内の事業活動に伴う全ての自動車の使用台数が100台以上の事業者
 - ・市内に設置している事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質（二酸化炭素については、エネルギーの使用に伴うものを除く。）の排出量の前年度の合計が二酸化炭素の量に換算して3,000t以上の事業者
- ※ 事業活動地球温暖化対策計画書は3年ごと、事業活動地球温暖化対策結果報告書は毎年提出します。

■市長は、この概要をホームページなどで公表します。

■対象とならない事業者も、事業活動地球温暖化対策計画書等の提出ができます。

2 開発事業地球温暖化対策計画書

■一定規模以上の開発事業を行う者は、省エネルギー機器の導入など温室効果ガスの排出の抑制のための取組を記載した開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することが義務付けられます。

■対象となる開発事業

- ・開発区域の面積が1ha以上であって、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000㎡を超える開発事業。
- ※ 川崎市環境影響評価制度の対象となる事業についてはその準備書の提出まで、それ以外は着工の90日前までに提出します。

■市長は、この概要をホームページなどで公表します。

■対象とならない事業者も、開発事業地球温暖化対策計画書の提出ができます。

3 環境技術による国際貢献

■製品の開発などを行う事業者の方々は、地球全体での温室効果ガスの排出の抑制のため、そのより少ない製品の開発等を行ってください。

■優れた環境技術を有する事業者の方々は、国際貢献の推進に努めてください。

■低CO₂川崎ブランドなどにより、市はこうした取組を支援します。

地球温暖化対策推進のための体制整備

条例では協働により地球温暖化対策を進めることを規定しており、次のような取組を定めています。

1 地域地球温暖化防止活動推進センター

■センターは、地域における地球温暖化防止活動の支援拠点です。

■センターは、市内の地球温暖化防止活動に係る実践活動支援、普及啓発、相談助言、情報提供などを行うとともに、事業者、市民、市、推進員、協議会などのほか、県及び全国の地球温暖化防止活動推進センターとも連携しながら、地域における地球温暖化対策の取組を支援します。

2 地球温暖化防止活動推進員

■推進員は、市内の地球温暖化防止活動の地域リーダーです。

■推進員は、事業者、市民、市、協議会と連携・協働しながら、地球温暖化対策の実践活動や普及啓発を推進します。



京都市地球温暖化対策条例の全部を改正する条例の制定について

1 条例改正の趣旨

社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の区域内における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減に係る新たな目標を定めるほか、当該目標を達成するために行う地球温暖化対策に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を改正しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 基本理念（前文）

京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1年度当たりの温室効果ガスの排出量を平成2年度（1990年度）の温室効果ガスの排出の量から80パーセント以上に相当する量を削減した量とすることにより持続可能な発展が可能となる低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動する。

(2) 本市の削減目標（第3条）

ア 本市は、平成42年度（2030年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成2年度（1990年度）からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。

イ 本市は、平成32年度（2020年度）までに、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量を、平成2年度（1990年度）からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(3) エネルギー供給事業者の責務（第5条）

本市の区域内にエネルギーを供給している事業者は、本市への情報の提供及び他の者の地球温暖化の防止に積極的な役割を果たす責務を有する。

(4) 本市による地球温暖化対策（第10条）

ア 本市が、重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、次のものを加える。

- (ア) 自動車等の共同使用を促進するための施策
- (イ) 森林の適切な保全及び整備並びに市内及びその近隣地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策
- (ロ) 本市の区域内で生産された農林水産物（本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。）の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策
- (ハ) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (ニ) 廃棄物を処理する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

- (h) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策
- (i) 地球温暖化の防止に寄与する研究開発の促進並びに環境産業の育成及び振興を図るための施策
- (j) 地球温暖化の防止のための活動を促進するための人材の育成

イ 本市が率先して講じなければならない施策として、次のものを加える。

公共の用に供する施設等における再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置、地域産木材の利用及び緑化の実施

(5) 事業者及び市民等の取組の拡充（第 11 条から第 21 条）

ア 事業者は、その従業員の通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

イ 事業者及び市民は、自己の自動車等の保有に代えて、自動車等を共同で使用するサービスの利用その他の方法により自動車等を使用するよう努めなければならない。

ウ 事業者及び市民は、自動車等を購入又は賃借（以下「購入等」という。）しようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等を購入等するよう努めなければならない。

エ 事業者及び市民は、所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

オ 事業者及び市民は、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

カ 毎月 16 日を環境に良いことをする日とし、本市、事業者、市民、環境保全活動団体、観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

(6) 特定事業者の義務（第 22 条及び第 23 条）

ア 特定事業者（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者をいう。以下同じ。）は、環境マネジメントシステムを導入し、推進しなければならない。

イ 特定事業者は、新車の購入等をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等の台数の新車の台数に対する割合が一定以上となるようにしなければならない。

(7) 自動車販売事業者の義務（第 25 条）

自動車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し自動車環境情報を説明し、及び温室効果ガスを排出しない新車等の販売実績を市長へ報告しなければならない。

(8) 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第 26 条から第 34 条）

ア 事業者排出量削減計画書の提出

計画期間（特定年度（平成 23 年度及び同年度から起算して 3 年度又は 3 の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の 3 年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において

特定事業者に該当することとなった事業者は、計画期間における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

イ 事業者排出量削減計画書の評価

市長は、事業者排出量削減計画書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

ウ 事業者排出量削減計画の推進

事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。また、温室効果ガスの排出の量の削減について、自らの事業活動により削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち自ら削減したものとみなす手段によることができる。

エ 事業者排出量削減報告書の提出

計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量、削減するために実施した措置等を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

オ 事業者排出量削減報告書の評価

市長は、事業者排出量削減報告書の内容について評価を行い、公表しなければならない。

カ 表彰

市長は、事業者排出量削減報告書に係る事項の評価の結果、削減目標の達成状況が特に優良であると認める特定事業者を表彰するものとする。

(9) 特定建築物における地域産木材の利用等（第40条から第43条）

ア 特定建築物の新築又は増築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、特定建築物に市長が定める量以上の地域産木材を利用しなければならない。

イ 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、市長が定める基準に適合する再生可能エネルギー利用設備を設置しなければならない。

(10) 建築物環境配慮性能の表示（第44条から第49条）

ア 建築環境総合性能評価システムによる評価

特定建築主は、特定建築物について、建築環境総合性能評価システム（環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。）による評価を行わなければならない。

イ 建築物環境配慮性能の表示

(7) 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、建築環境総合性能評価システムによる評価の結果（以下「建築物環境配慮性能」という。）の表示をしなければならない。

(8) 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告をするときは、当該広告に、建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

(9) 特定建築主は、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

(11) 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第50条から第55条）

緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区をいう。）において、その敷地が一定面積以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地に緑化施設を設けなければならない。

3 施行期日

平成23年4月1日

ただし、上記の(9)、(10)（アを除く。）及び(11)の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(参考)

1 これまでの経過

平成21年8月

京都市環境審議会に対し、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方について諮問

平成22年7月

京都市環境審議会から答申(京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方)

平成22年7月～8月

京都市地球温暖化対策条例改正骨子（案）に関するパブリックコメントの実施

2 パブリックコメント等の実施状況

(1) パブリックコメント

4回実施。応募者計333名、意見数計688件

(2) 公開意見交換会

5回実施。参加者計149名

(3) 個別の事業者団体、市民団体等への説明

87回実施。参加者計約1,300名

(4) 事業者アンケート

1回実施。340社から回答

3 今後のスケジュール

平成23年3月

新京都市地球温暖化対策計画の策定

平成23年4月

改正条例の施行及び新計画の実施

その他の対策

事業者及び市民等は、次の措置に努めましょう。

エネルギーの使用の合理化

エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換

廃棄物等の発生の抑制、資源の有効活用

環境に配慮した物品等の選択

森林の保全及び整備

教育及び学習の推進

国際協力の推進

実効性の確保

市はこの条例の実効性を確保するため、次の措置を行うことができます。

必要な指導及び助言、報告又は資料の提出要求

事業所等への立入調査

違反した者に対する勧告、勧告に従わないときは、違反者の氏名等の公表

地球温暖化等の解決には、全ての事業者、市民が自らの問題として積極的に取り組むことが必要です。

かけがえのない地球を、そして恵み豊かな広島を、未来の世代に引き継ぐため、皆様のご協力をお願いします。

市ホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.city.hiroshima.jp/>

この条例に関するご質問は下記まで

事業活動環境配慮制度 自動車環境管理制度 エネルギー環境配慮制度 及び条例全般に関すること

環境局エネルギー・温暖化対策部 企画課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

建築物環境配慮制度 に関すること

都市整備局 指導部 建築指導課 TEL 082-504-2288 FAX 082-504-2529

緑化推進制度 に関すること

都市整備局 緑化推進部 緑政課 TEL 082-504-2396 FAX 082-504-2391

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



広島市地球温暖化対策等の 推進に関する条例を 制定しました。



≡ 広島市

広島市地球温暖化対策等の推進に関する 条例が平成22年4月1日からスタート

地球温暖化による環境問題、それと表裏一体の関係にあるエネルギー問題は緊急の課題であり、この問題の解決に向けた取組はもはや一刻の猶予もありません。

広島市では、地球温暖化対策等の基盤となるものとして、今回新たに「地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、事業者及び市民等が果たすべき役割等について定めるほか、

『事業活動環境配慮制度』『自動車環境管理制度』『建築物環境配慮制度』『緑化推進制度』

『エネルギー環境配慮制度』の5つの制度を導入し、

一定規模以上の事業者等に計画書及び報告書の提出等を義務付けています。



事業活動環境配慮制度

事業活動における計画的取組の促進

■一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの削減目標や排出抑制等に関する対策を記載した事業活動環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載した事業活動環境報告書の提出・公表が義務付けられます。

一定規模以上の事業者とは ・市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が1,500kI以上（原油換算）又は物質ごとの温室効果ガス年間排出量が3,000トン以上（二酸化炭素換算）である者です。

・事業活動環境計画書は3年ごと、事業活動環境報告書は毎年度提出していただきます。

■市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。また、計画書及び報告書の内容を評価し、結果が優良なものについては評価結果をホームページ等で公表します。

■一定規模未満の事業者も、事業活動環境計画書の提出等を行うことができます。



自動車環境管理制度

自動車対策の推進

■市内の事業所において50台以上の自動車を使用する事業者に対して、低公害車等の導入目標や排出抑制等に関する対策を記載した自動車環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載した自動車環境報告書の提出・公表が義務付けられます。

・自動車環境計画書は3年ごと、自動車環境報告書は毎年度提出していただきます。

■市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。

■自動車の使用台数が50台未満の場合も、自動車環境計画書の提出等を行うことができます。



建築物環境配慮制度

建築物の環境性能の向上

■建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の新築、改築又は増築をしようとする建築主に対して、環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した建築物環境計画書の提出及び工事完了の届出が義務付けられます。

- ・建築物の環境性能の評価は、評価ソフト「CASBEE広島」を用いて行っていただきます。
- ・建築物環境計画書は、工事着手予定日の21日前までに提出していただきます。
- ・工事が完了したとき又は工事を取りやめたときは、速やかにその旨を届け出ていただきます。

■市では、提出された建築物環境計画書の概要をホームページ等で公表します。

■床面積の合計が2,000㎡未満の建築物（戸建住宅及び長屋を除く。）の新築、改築又は増築においても、建築物環境計画書の提出等を行うことができます。



緑化推進制度

都市緑化の推進

■市街化区域等において敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築をしようとする建築主に対して、一定割合以上の緑化が義務付けられます。

- | | | |
|--------------------|-------|----------------------|
| ・義務付けられる緑化の割合 | …………… | 建ぺい率の最高限度40%以下→20%以上 |
| 〈緑化面積／敷地面積×100(%)〉 | | 40%を超え50%以下→15%以上 |
| | | 50%を超え70%以下→10%以上 |
| | | 70%を超える敷地等→5%以上 |

・緑化面積は、地上部だけでなく、屋上や壁面の緑化も含まれます。
太陽光発電装置等を設置する場合は、その面積も緑化面積とみなします。

■上記の建築主には、緑化の計画を記載する緑化計画書の提出、工事完了の届出が義務付けられます。

- ・緑化計画書は、建築確認申請等予定日の30日前までに提出していただきます。
- ・工事が完了したとき又は工事を取りやめたときは、速やかにその旨を届け出ていただきます。



エネルギー環境配慮制度

再生可能エネルギーの利用拡大

■市内に電気を供給する一般電気事業者及び特定規模電気事業者に対して、再生可能エネルギーの利用割合やCO₂排出係数の目標などを記載したエネルギー環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載したエネルギー環境報告書の提出・公表が義務付けられます。

・エネルギー環境計画書、エネルギー環境報告書とも毎年度提出していただきます。

■市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。